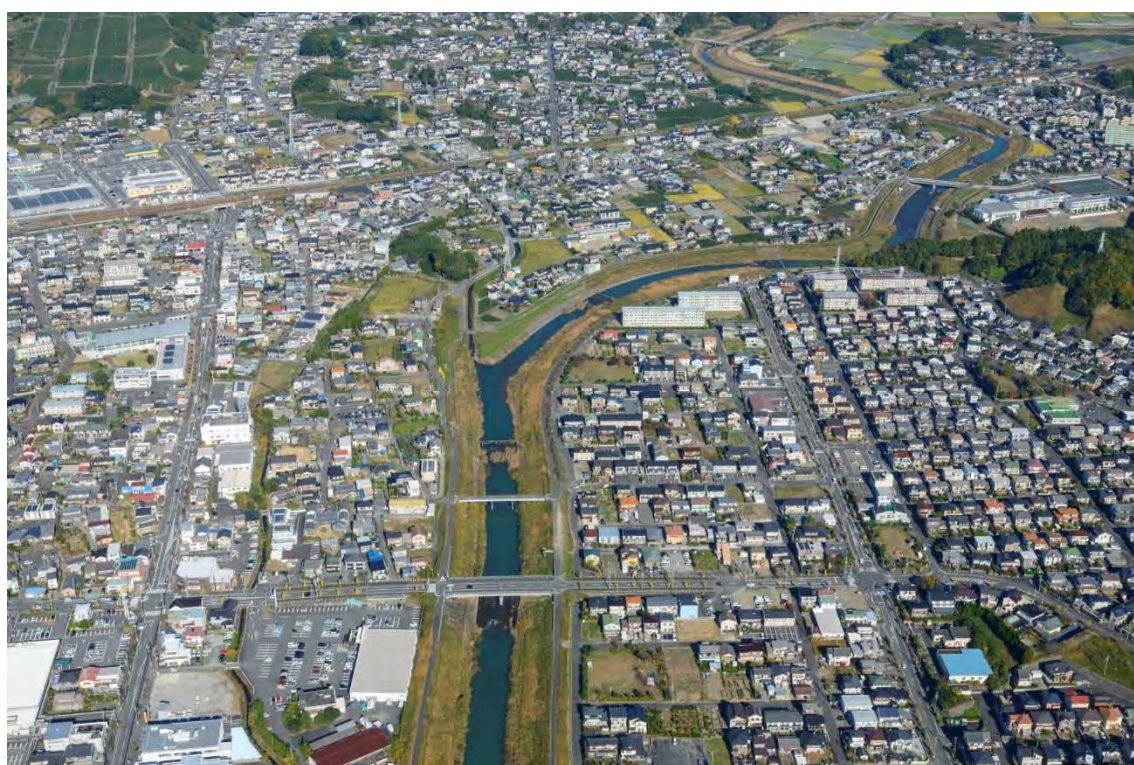


**菊川 社会実験 募集要項**  
**(2020年6月迄)**



**2019年11月**  
**菊川かわまちづくり協議会**

## 目 次

1	菊川社会実験の趣旨	1
2	募集内容・使用条件	2
3	募集方法	3
3.1	スケジュール	3
3.2	応募資格	3
3.3	応募方法	4
3.4	質問及び回答方法	4
3.5	応募書類	4
3.6	応募書類作成上の留意点	5
3.7	応募書類の取扱い	5
4	審査について	6
4.1	審査方法	6
4.2	審査基準	6
4.3	候補者の決定時期及び審査結果の公表	7
4.4	募集・選定に関する留意事項	7
4.5	協議・調整	7
4.6	使用契約の締結	7
4.7	営業開始予定	8
5	実施報告書・アンケートの提出について	9

- ・ 菊川施設使用参加申請書 (様式1号)
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号)
- ・ 施設使用企画提案書 (様式3号)
- ・ 出水時の施設撤去計画 (様式3-1号)
- ・ 使用許可書 (様式4号)
- ・ 実施報告書 (様式5号)
- ・ 社会実験実施対象箇所

# 1 菊川社会実験の趣旨

---

菊川市では、2017年度（平成29年度）より「菊川かわまちづくり協議会（※1）」（以下「協議会」という。）を設立し、菊川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めています。

この度、協議会では、菊川の河川敷を利活用するための社会実験を実施します。

社会実験では、菊川市六郷地区において飲食店や売店、オープンカフェ等の営業活動が可能（※2）です。社会実験の趣旨に賛同し、菊川市の活性化に寄与する活動を行いたい事業者（以下「施設使用者」という。）は、本要項に基づき、応募願います。

協議会では、この取組みで市民ニーズや、参加事業者とその営利活動状況の把握などを行い、今後の菊川河川敷の利活用に反映します。

なお、社会実験の例としては、菊川河川敷の民間による長期占用や、営利目的とした長期占用などを想定した実験です。計画している活動が「社会実験」か「従前の河川利用」かが不明の場合は、工務第一課（TEL：053-466-0114）までご連絡下さい。

また、「従前の河川利用」を計画されている方は、下記 URL を参照して下さい。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/river/kasenriyou/>

※1 菊川かわまちづくり協議会は、国土交通省浜松河川国道事務所、菊川市、地域住民、民間事業者で組織されています。

※2 国土交通省は、平成23年に河川を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」を規制緩和し、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷を使用した営業活動（飲食店・売店・オープンカフェ等）が可能となりました。

水辺の活用事例はこちらをご覧ください。

○河川空間のオープン化活用事例集

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shigenkentou/pdf/jirei\\_kasenkukan\\_1808.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1808.pdf)

○かわまちづくり取り組み事例

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/case.html>

## 2 募集内容・使用条件

①実施区域	○菊川市六郷地区（菊川 12.6k～13.4k・菊川 14.0k～15.0k） （他地区を希望する時は、別途、事務局にご相談下さい。）
②募集期間	○随時受付
③実施期間	○2019年7月22日（月）～2020年6月30日（火） ○午前8時半～午後8時までの時間内 （活動施設の準備や片付け等の時間を含む。夜間利用を希望する時は、別途、事務局にご相談下さい。）
④使用料等	○今年度は無料
⑤使用条件	○菊川社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止とします。 【趣旨】菊川の水辺空間を活かしたまちづくり ○以下の事項が実施出来ることを条件とします。 1 国土交通省及び菊川市が菊川の河川敷で事業等を行う場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。 2 占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 3 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。 4 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないように清掃等を心掛けること。 5 騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境に十分配慮すること。 6 他の菊川の河川敷を自由使用する利用者を妨げないこと。 7 苦情には適切、かつ真摯に対応するとともに、その対応内容を菊川かわまちづくり協議会事務局に報告すること。 8 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないよう、注意喚起するとともに避難指示を適時・的確に行うこと。 9 事業運営にあっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを菊川かわまちづくり協議会事務局に提出すること。 10 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを菊川かわまちづくり協議会事務局に提出すること。 11 使用に際しては、上記許可証を掲示すること。 12 その他、問題等が発生した場合は、協議会との協議に応じるとともに指示に従うこと。
⑥緊急時の対応	○大雨や台風等の降雨時には、河川の水位上昇の危険があるため、菊川かわまちづくり協議会事務局の指示に従い、施設を河川敷の外に退避させ、避難すること。
⑦その他	○音響装置や照明機材等、事業に必要な備品全ては、使用者側で準備すること。

## 3 募集方法

---

### 3.1 スケジュール

審査結果通知・使用契約締結 応募書類受付後約1ヶ月程度

### 3.2 応募資格

応募は菊川市内外の「企業」「団体」「個人」を対象とし、選定者は「菊川かわまちづくり推進協議会（仮称）」に加入することとする。

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ信用を有する者とします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
  - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

### 3.3 応募方法

応募書類を全て整えて、事務局「菊川市役所建設経済部建設課」（以下「建設課」という。）へ持参、又は郵送してください。（土日祝日を除く午前8時半～午後5時の間）

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記まで問合せをお願いします。

事務局：菊川市役所建設経済部建設課（〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地）

TEL：0537-35-0902

FAX：0537-35-2115

E-mail：kensetsu@city.kikugawa.shizuoka.jp

### 3.4 質問及び回答方法

募集に関して質問等がある場合には、質問書を菊川市役所建設経済部建設課（上記3.3 応募方法参照）まで送付してください。

回答は、質問受付後約2週間程度の午後5時までに行います。（質問書に連絡先等を記載してください。）

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

### 3.5 応募書類

- ① 菊川施設使用参加申請書（様式1号）
- ② 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ③ 納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
- ④ 施設使用企画提案書（様式3号）
- ⑤ 出水時の施設撤去計画（様式3-1号）

応募書類は、各1部提出してください。

### 3.6 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

### 3.7 応募書類の取扱い

応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

## 4 審査について

---

### 4.1 審査方法

協議会において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容確認が必要な場合はヒアリング等）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

### 4.2 審査基準

以下の項目について、審査します。

#### ① 地域、社会実験への理解度及び貢献度

- ・ 菊川市への活性化への寄与できる使用内容であるか？
- ・ にぎわいと憩いの場所として菊川を活用する使用内容であるか？

#### ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・ 占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか？
- ・ ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか？
- ・ 騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが使用企画提案書で確認ができ、適切であるか？

#### ③ 利用者への配慮と安全性

- ・ 他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか？
- ・ 第三者被害に対する配慮がされているか？
- ・ 利用者の苦情や事故等の対応について、施設使用企画提案書で確認ができ、適切であるか？
- ・ 損害保険や賠償責任保険加入の記載が施設使用企画提案書にあるか？

#### ④ 出水時の施設撤去

- ・ 出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されているか？



### 4.3 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、応募書類受付後約1ヶ月程度を予定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ 審査の経過や内容、結果についての問合せには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

### 4.4 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
  - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
  - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
  - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

### 4.5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認めた場合、協議会（事務局）がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

### 4.6 使用契約の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び使用内容に基づく使用契約書を締結します。

## 4.7 営業開始予定

候補者は、2020年6月30日迄の活動に向け、使用契約を締結した後、開業の準備等をお願いします。

## 5 実施報告書・アンケートの提出について

---

- ・社会実験実施後は、実施報告書の提出、アンケートの提出をお願いします。
- ・アンケート調査票は、社会実験実施内容に応じ、事務局から配布します。
- ・実施報告書には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受があった場合については、収支報告の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開しません。

(様式1号)

年 月 日

(あて先) 菊川かわまちづくり協議会

住所 (法人、団体にあつては所在地)

氏名 (法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

## 菊川施設使用参加申請書

菊川施設使用者募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

### 1 事業内容

### 2 占用施設のエリア

### 3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

### 4 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (使用日数 日)

### 5 提出書類 (各1部)

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号) 及び資料 (役員等一覧表を含む)
- ・納税証明書 (住所 (所在地) を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書)
- ・施設使用企画提案書 (様式3号)

### 6 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) :

電話 :

FAX :

E-mail :

(様式2号)

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 菊川かわまちづくり協議会

住所

氏名

㊞

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を菊川かわまちづくり協議会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

### 記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

(注) 2 法人および団体の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料

以上

### 施設使用企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への配慮事項	① 地域、事業への理解度及び貢献度  ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理  ③ 利用者への配慮と安全性  ④ 出水時の施設撤去 （緊急時（事故、出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制） （様式3-1に記入）

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

## 出水時等の施設撤去

### 出水時等への対応計画

#### イベント責任者

○下記記載例を参考に記載する。

- ・ イベント中は責任者を定め、イベント中止等の判断や撤去等を行う。
- ・ イベント責任者は予報や降雨予測等の気象情報は、責任者が定期的にWebで確認するとともに、スマートホンにプッシュ通知で受信する。
- ・ イベント責任者は、中止等の情報を拡声器（ハンドマイク・PA装置等）で参加者へ周知する。

#### 中止等の判断基準

○下記記載例を参考に記載する。

- ・ 台風等大雨が降るおそれがあるときはイベント中止し工作物の撤去を行う。
- ・ 河川水位が高くさらに上昇するおそれがある場合はイベント中止し工作物の撤去を行う。
- ・ 浜松市南部及び浜松市北部に（遠州北及び遠州南部）大雨・洪水注意報が発令された場合は工作物の撤去準備を行う。  
大雨・洪水警報が発令された場合は直ちにイベントを中止し工作物の撤去を行う。
- ・ 震度4の地震が発生した場合はイベント中止し安全を確保する。揺れが小康状態になった後に工作物の撤去を行う。
- ・ 大津波警報・津波警報・注意報が発令された場合はイベントを中止し直ちに避難する。発令解除後に工作物の撤去を行う。

#### 具体的な工作物の撤去方法（撤去方法ごとに記載）

○運転手や人手が現地におり、すぐに対応できる場合

- ・ 何を（テント等）、何を使って（トラック等）、何分で、どこまで（場所）撤去するかについて記載する。

○運転手や人手が現地におらず、手配が必要になる場合

- ・ 何を（テント等）、どこから（何分で手配し）、何を使って（トラック等）、何分で、どこまで（場所）撤去するかについて記載する。

## 使用許可書

第 号	
年 月 日	
様	
菊川かわまちづくり協議会	
年 月 日 付で、申請がありました菊川の使用を次の通り許可します。	
使用する団体	所属
事業内容	
出店期間	
希望する場所	
使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】菊川の水辺空間を活かしたまちづくり</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市もしくは、国が事業を実施する場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。</li> <li>・占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。</li> <li>・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。</li> <li>・周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。</li> <li>・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。</li> <li>・他の自由使用する利用者を妨げないこと。</li> <li>・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を菊川かわまちづくり協議会に報告すること。</li> <li>・水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。</li> <li>・事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを菊川かわまちづくり協議会に提出すること。</li> <li>・飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを菊川かわまちづくり協議会に提出すること。</li> <li>・使用に際して、許可証を掲示すること。</li> <li>・その他、問題等が発生した場合は、協議会との協議に応じ、指示に応じること。</li> </ul>
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、菊川かわまちづくり協議会事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。</li> </ul>



## 実施報告書

氏名（名称）	
実施概要 ・ 事業内容 ・ 出店期間 ・ 使用エリア 等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震台風等）の体制の有無、実施内容	（有り、無し）
審査基準への配慮（実施状況）	① 地域、事業への理解度及び貢献度  ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理  ③ 利用者への配慮と安全性  ④ 出水時の施設撤去
事業実施における課題	
事業実施の効果	

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

## 社会実験実施対象箇所

菊川市六郷地区（菊川12.6k～13.4k、菊川14.0k～15.0k）

【 エリア① 】 ( 菊川 12.6k~13.4k )

【エリア説明】

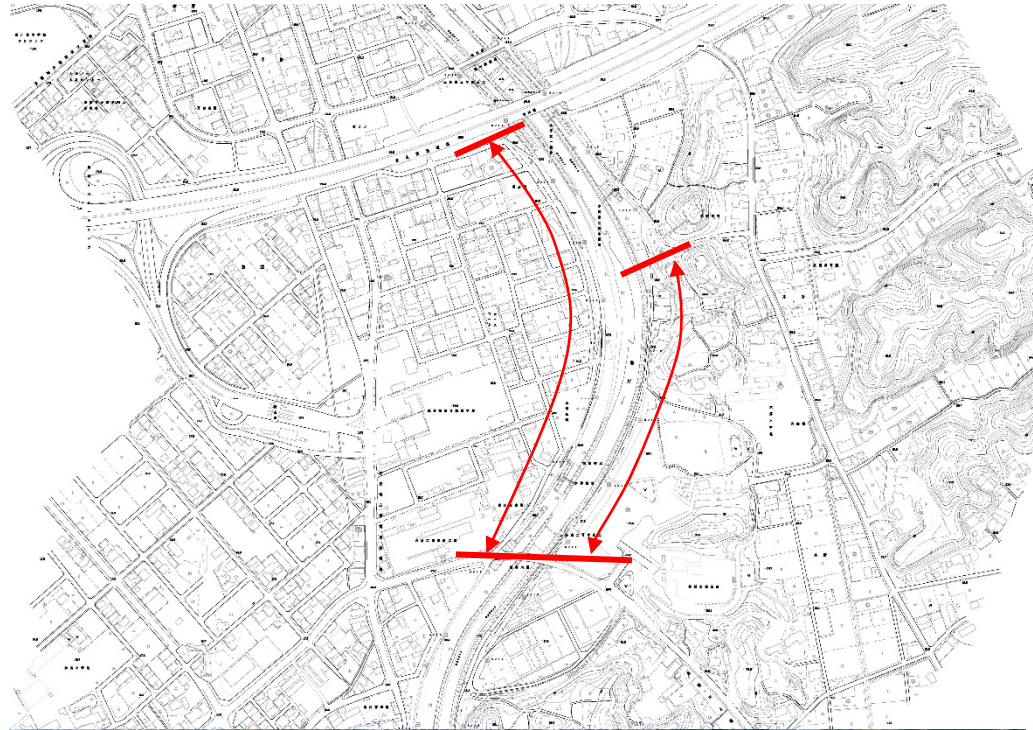
・菊川文化会館アエルに隣接しており、カヌーやSUPなどの水辺での利用が可能なエリア。

【募集プログラム】

・飲食サービスの提供や物販、カヌーやSUPなどのアクティビティ、キャンプを想定。

【主な設備の有無】

- ・水辺には電源、トイレ、水道は無い。
- ・使用する場合は、「菊川文化会館アエル」への申請（有料）が必要。
- ・申請（有料）すれば、菊川文化会館アエルのトイレ、水道、駐車場が使用可能。



【 エリア② 】 ( 菊川 14.0k~15.0k )

【エリア説明】

・菊川市の中心市街地に近い場所で、高水敷利用が可能なエリア。

【募集プログラム】

・飲食サービスの提供や物販、体験学習やBBQ、キャンプや川遊びなどのアクティビティを想定。

【主な設備の有無】

- ・水辺には電源、トイレ、水道は無い。
- ・近隣に公園（菊川市都市計画課所管）があるため、トイレや水道使用に関しては、申請（有料）をすれば使用可能。

